選挙公報に関する条例

昭和27年９月５日
条例第44号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和30年３月29日条例第２号 | 昭和53年12月21日条例第56号 |
|    | 平成７年３月14日条例第20号 | 平成10年３月27日条例第14号 |
|    | 平成11年12月24日条例第49号 |    |

選挙公報に関する条例をここに公布する。

選挙公報に関する条例

（目的）

**第１条**　この条例は、公職選挙法（昭和25年４月法律第100号）第172条の２の規定により、県議会議員の選挙において発行する選挙公報に関して規定することを目的とする。

（発行の方法）

**第２条**　神奈川県選挙管理委員会（以下県委員会という。）は、県議会議員の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）について、議員の候補者（以下候補者という。）の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行する。

２　選挙公報は、選挙ごとに１回発行する。

３　選挙公報は、選挙区ごとに発行する。

（掲載文の申請）

**第３条**　候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、県委員会の指定する期日までに、県委員会に文書で申請しなければならない。

*一部改正〔平成10年条例14号・11年49号〕*

（選挙公報の発行手続）

**第４条**　県委員会は、前条の申請があつたときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載するものとする。

２　１の用紙に２人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、県委員会がくじで定める。

３　前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

*一部改正〔平成７年条例20号・10年14号〕*

（選挙公報の配布）

**第５条**　選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市区町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前２日までに、配布するものとする。

２　市区町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、県委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市区町村の選挙管理委員会は、市役所、区役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

*全部改正〔昭和53年条例56号〕、一部改正〔平成11年条例49号〕*

（選挙公報の発行を中止する場合）

**第６条**　公職選挙法第100条第４項（無投票当選）の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行を中止することができる。

*一部改正〔平成７年条例20号〕*

（その他）

**第７条**　この条例に規定するものの外、選挙公報の発行について必要な事項は、県委員会が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和30年３月29日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年12月21日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年３月14日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成10年３月27日条例第14号）

１　この条例は、平成10年６月１日から施行する。

２　改正後の選挙公報に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附　則（平成11年12月24日条例第49号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（選挙公報に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の施行の際現に第５条の規定による改正前の選挙公報に関する条例（以下「旧選挙公報に関する条例」という。）第５条第２項の規定による県委員会の承認を受けている市区町村の選挙管理委員会は、第５条の規定による改正後の選挙公報に関する条例（以下「新選挙公報に関する条例」という。）第５条第２項の規定による県委員会への届出をしたものとみなす。

３　この条例の施行の際現に旧選挙公報に関する条例第５条第２項の規定によりされている県委員会の承認の申請は、新選挙公報に関する条例第５条第２項の規定によりされた県委員会への届出とみなす。